

大東市中小企業連携支援補助金制度のご案内

大東市では、市内の中小企業者が自主的に企業間連携を目指す取り組みを支援するために、それらの取り組みに係る経費に対して補助をしています。内容は次のとおりです。

1. 補助対象

(1) 対象者

次の事項の全てに該当するもの。

- ①大企業が発行済株式総数または出資総額の過半数を単独で所有または出資していない中小企業者。
- ②3社以上の中小企業者で構成し、かつ、構成員の過半数が市内に事業所を有するグループで、共同で新製品の開発または技術開発等を行っているもの。

(2) 対象経費

次の事項のいずれにかに該当するもの。

- ①大学や公的機関に対して技術開発を目的とした分析および試験の依頼または研究委託に要した経費。
- ②大学や公的機関の研究用機器を使用するのに要した経費。
- ③大学や公的機関に属するアドバイザーの派遣を受けるのに要した経費。
- ④中小企業が連携を推進するために会議室等を賃借し、会議等を催す際に要した施設使用料

2. 補助額

対象経費の2分の1以内（50万円を限度）

※ただし、予算の範囲内で補助金を交付します。

3. 補助金の申請

この補助金の交付を受けようとする人は、経費に係る事業終了後から**3カ月以内**に市所定の申請書に必要な書類を添えて、産業経済室まで申請して下さい。

4. 補助金申請および交付請求に必要な書類

- | | |
|---------------------------------------------------------|---------|
| (1) 申請書 | [1 通] |
| (2) 事業内容を記載した書類 | [1 通] |
| (3) 事業の実施に要した経費に係る領収書（写） | [1 通] |
| (4) 大学や公的機関に対して技術開発を目的とした分析および試験の依頼または委託をした場合は、その契約書（写） | [1 通] |
| (5) 事業報告書 | [1 通] |
| (6) 請求書 | [1 通] |
| (7) その他必要と認める書類 | |

5. 連絡先

大東市産業・文化部産業経済室

TEL 870-4013 FAX 870-9608